秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例案について

平成24年11月28日 建築住宅課

1 制定理由

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の施行により、低炭素建築物 新築等計画の認定を受けようとする者及び同計画の変更の認定を受けようとする者から、手数料 を徴収する必要がある。

2 内容

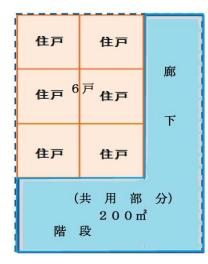
次の認定を受けようとする者から、手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとするこ ととする。(第1条及び別表第1~別表第3関係)

① 計画の認定の申請

	認定の区分	手数料の額			
ア	一戸建ての住宅	34,000円			
		(適合証※有りの場合 5,000円)			
イ	共同住宅等又は複合建築物の住戸部分	住戸の総数に応じた額(別表1)			
ウ	共同住宅等の建築物全体又は建築物全	住戸の総数に応じた額(別表1)+			
	体及びその住戸部分	共用部分の床面積に応じた額(別表2)			
エ	複合建築物の建築物全体又は建築物全	住戸の総数に応じた額(別表1)+			
	体及びその住戸部分	共用部分の床面積に応じた額(別表2)+			
		非住宅部分の床面積に応じた額(別表3)			
才	非住宅建築物全体	建築物全体の床面積に応じた額(別表3)			

※適合証:計画が基準に適合することを、知事が認める者(登録住宅性能評価機関等) が証する書類

(分譲マンションの例)



- ○住戸の認定(別表1)
 - 共同住宅(6戸) ※適合証有りの場合

94,000円 16,000円

○建築物全体の認定(別表1+別表2) 共同住宅(6戸)+共用部分(200㎡) 94,000円 +105,000円 =

199,000円 ※適合証有りの場合 25,000円

② 計画の変更の認定の申請 変更部分について①により算定した額に2分の1を乗じて得た額

3 条例の施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

都市の低炭素化の促進に関する法律の概要(参考)

平成24年 9月5日公布 平成24年12月4日施行予定

- ○東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に 関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市 ・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図 るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要
- 基本方針の策定(国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)
- 低炭素まちづくり計画の策定(市町村)
- ※協議・調整を行う低炭素まちづくり協議会(地方公共団体、民間事業者等)を設置可能
- 民間等の低炭素建築物の認定

 <二 【手数料条例の対象事務】

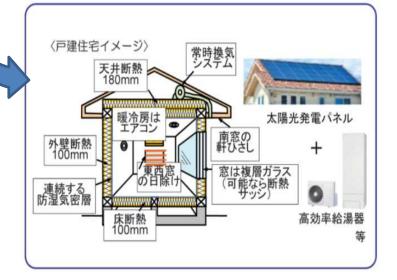






- ONPO等による緑地の保全及び緑化の推進
- ○未利用下水熱の活用 ⇒ 民間の下水の取水許可特例 ○都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置 ⇒占用許可の特例

【認定のイメージ】



【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

主宅ロー	ン減税への上乗せ	登録免許税額の減免	
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10 年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円	保存	O.1%
	(一般300万円)	登記	(一般O.15%)
H25年	300万円	移転	O.1%
	(一般200万円)	登記	(一般O.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備(蓄電池、蓄熱槽等)について通常 の建築物の床面積を超える部分